

○筑波大学グローバル教育院規程

平成24年2月3日
法人規程第1号

改正 平成24年法人規程第27号
令和 元年法人規程第44号
令和 2年法人規程第10号

筑波大学グローバル教育院規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第46条第4項の規定に基づき、筑波大学グローバル教育院（以下「教育院」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 教育院は、基本規則第46条の2第1項に規定する分野を横断する学位プログラム（以下「グローバル教育院の学位プログラム」という。）並びに同規則第38条第4項及び第46条第3項に基づき教育を担当する副学長が指定する研究群の学位プログラム（以下「指定学位プログラム」という。）の実施運営（以下「実施等」という。）を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 教育院は、次の業務を行う。

- (1) グローバル教育院の学位プログラム及び指定学位プログラムの実施等に関する統括的な業務に関すること。
- (2) 産学官等連携協働教育の推進に関する企画・立案及び実施等に関すること。
- (3) その他グローバル教育院の学位プログラム及び指定学位プログラム等の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 教育院は、次に掲げる構成員で組織する。

- (1) 教育院長
- (2) 教学デザイン室の室長
- (3) グローバル教育院の学位プログラムの学位プログラムリーダー
- (4) 指定学位プログラムの学位プログラムリーダー
- (5) その他教育院長が指名する者 若干人

(構成員の任期)

第5条 前条第5号の構成員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、構成員となる日の属する年度の末日とする。

2 前項の構成員は、再任されることができる。

(副教育院長)

第6条 教育院に副教育院長を置き、構成員のうちから教育院長が指名する。

2 副教育院長は、教育院長を助け、教育院長に事故があるときは、その職務を代行する。

(教育院会議)

第7条 教育院に教育院会議を置き、次に掲げる事項を審議する。

- (1) グローバル教育院の学位プログラム及び指定学位プログラムの実施等に関する統括及び基本方針等に関する事項
- (2) 産学官等連携協働教育に関する企画立案及び実施等に関する事項
- (3) 予算に関する事項
- (4) 施設の管理に関する事項
- (5) 自己点検・評価に関する事項
- (6) その他教育院の運営に関し教育院長が必要と認める事項

(教育院会議の構成員)

第8条 教育院会議は、次に掲げる構成員で組織する。

- (1) 教育院長
- (2) 副教育院長
- (3) 教学デザイン室の室長
- (4) グローバル教育院の学位プログラムの学位プログラムリーダー
- (5) 指定学位プログラムの学位プログラムリーダー
- (6) 第4条第5号に規定する者

(教育院会議の議長)

第9条 教育院会議に議長を置き、教育院長をもって充てる。

(議事)

第10条 教育院会議は、過半数の構成員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 教育院会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第11条 議長は、必要と認めるときは、教育院会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(指定学位プログラムの運営委員会)

第11条の2 教育院に、指定学位プログラムの学位プログラム教育会議から当該指定学位プログラムの実施等に関する付託を受けた場合にあっては、その実施等を行わせるため、運営委員会を置くことができる。

- 2 前項の運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第12条 教育院に関する事務は、関連する部課室、エリア支援室等の協力を得て、教育推進部教育機構支援課が行う。

(その他)

第13条 この法人規程に定めるもののほか、教育院の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成24年2月3日から施行し、平成23年12月1日から適用する。

附 則（平24.3.29 法人規程27号）
この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令元.12.26 法人規程44号）
この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令2.1.23 法人規程10号）
この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。